6月に行う月次減税事務の留意点

6月支給の給与等（賞与を含む。以下同じ）から定額減税（以下、月次減税）がスタートします。月次減税事務の実務上の留意点を確認します。

扶養家族は マル扶などの書類で確認

月次減税の際に控除する定額減税額（以下、月次減税額）は、給与等の支給を受ける本人とその扶養家族（居住者である同一生計配偶者や扶養親族）の数の合計で決定します。この扶養家族の数は、最初の月次減税事務を行うときまでに提出された扶養控除等申告書（以下、マル扶）等の書類により、その提出日の現況で把握します。具体的には、居住者であること、所得金額が48万円以下であることを書類で確認します。マル扶の16歳未満の扶養親族欄も忘れずに確認しましょう。

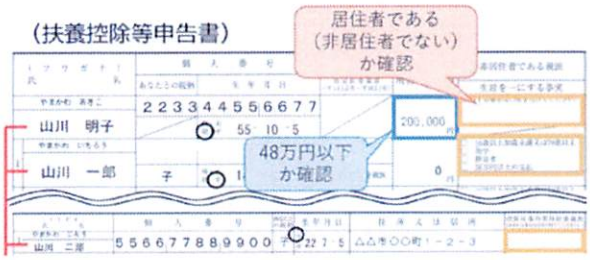

非居住者や16歳未満の扶養親族、障害者や寡婦等に該当する人がいる場合の取扱いなど、給与等に係る源泉徴収税額の計算の際に用いる「扶養親族等の数」とは数え方が異なるため、注意しましょう。

控除しきれない場合には 順次控除

令和6年6月1日以後最初に支払う給与等に係る源泉徴収税額から月次減税額を控除します。この場合、控除しきれない場合には、以後、令和6年中に支払う給与等に係る源泉徴収税額から順次控除します。

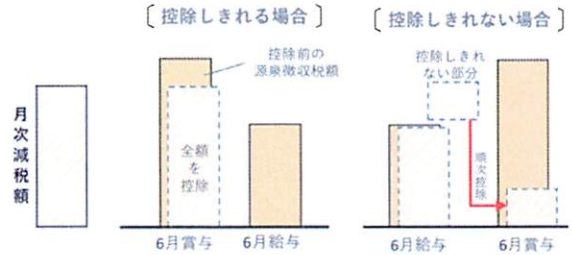

控除額は 給与支払明細書に表示

月次減税額のうち実際に控除した金額は、右図のように、給与支払明細書などに「定額減税額（所得税）××円」、「定額減税××円」などと表示します。

〔記載例〕給与支払明細書

納付書への記載と納付等

給与等の源泉徴収税額の納付書に記載する税額は、月次減税額控除後の金額です。

〔記載例〕＜納付書（給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書）＞

その結果、本税が0円となった場合には、その納付書は税務署へ提出します。

なお、**月次減税額決定後に扶養家族の異動等があったとしても、月次減税額は再計算しません**。その点もご注意ください。

参考・図の出典：国税庁「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた」